「国道 5 7 号中九州横断道路(大津町〜熊本市)」環境影響評価方法書についての熊本県知事意見

環境影響評価の実施及び環境影響評価準備書の作成に当たっては、次の 事項について十分勘案すること。

[全体事項]

環境影響評価項目の選定は関係する国土交通省令や熊本県環境影響評価技術指針を参考として、配慮書での検討結果、事業特性及び地域特性並びに専門家等による技術的助言を踏まえて選定したとあるが、国土交通省令や熊本県環境影響評価技術指針で示されている評価項目の一部が選定されておらず、その経緯や理由が不明瞭である。

そのため、国土交通省令や熊本県環境影響評価技術指針で示された評価項目のうち選定しない項目について、選定しない理由を具体的に記載すること。

[計画段階環境配慮書以降の検討の経緯]

計画段階環境配慮書で示されたルートの複数案については、計画段階配慮事項の調査・予測・評価の比較の結果が示されているものの、「3.3.2計画段階環境配慮書以降方法書までの検討の経緯」では環境の側面から検討し、選定した理由が示されていない。

そのため、計画段階環境配慮書以降方法書までの検討の過程で、計画 段階配慮事項の評価の結果を踏まえて環境の側面から「別線整備案(北 ルート)」を選定した理由も具体的に記載すること。

[大気質]

〈騒音〉

工事の実施による騒音の影響について、騒音レベルの 90%レンジの上端値 (L_5) を予測するとされているが、工事の種別によっては適切な予測手法に見直す必要があると考えられるため、工事計画及び工事の種別等を基に予測の手法を改めて検討すること。

〈振動〉

工事の実施による振動の影響について、振動レベルの 80%レンジの上端値(L₁₀)を予測するとされているが、工事の種別によっては適切な予測の手法に見直す必要があると考えられるため、工事計画及び工事の種別

等を基に予測の手法を改めて検討すること。

[水環境]

〈水質〉

工事の実施による水の濁りを評価するための水質調査については、工 事前後の水質汚濁の状況が比較できるよう、工事実施場所よりも下流域 の地点で実施すること。

〈地下水〉

本県は水道水源の8割を地下水に依存しており、特に対象事業実施区域周辺市町は水道水源のほぼすべてを地下水で賄っている全国でも稀な地域である。また、本県は熊本県地下水保全条例第25条の2の規定により、特に地下水の水位が低下している地域及びこの地域と地下水理において密接な関連を有すると認められる地域を重点地域として指定しており、対象事業実施区域の全域がこの重点地域に含まれている。このような対象事業実施区域の地域特性を踏まえ、地下水の調査・予測・評価に関する事項について以下のとおり意見する。

(1)近年、熊本地域では地下水の水位が長期的な低下傾向を示しており、一部地域では湧水量も減少している。対象事業実施区域周辺は地下水を浸透、貯留する重要なかん養域であり、事業の実施により地域全体の地下水涵養量が低下した場合、地下水位及び湧水量への長期的な影響が懸念される。

熊本県環境影響評価技術指針(平成12年12月20日告示第1011号の2)別表第31では、熊本県環境影響評価条例の対象事業である一般国道等の新設又は改築の事業について、道路の存在による地下水への影響に係る調査及び予測の参考手法を示している。本件事業は環境影響評価法に基づき環境影響評価手続きを進めているが、熊本県環境影響評価条例で定める一般国道等の新設又は改築の事業の要件より規模が大きく、道路の存在による地下水位及び湧水量への長期的な影響が推測される。

これらのことを踏まえ、本件事業により地表式又は堀割式若しくはトンネル式の道路を建設する場合においては、文献その他の資料、ヒアリング等により地下水の涵養量や水位等に係る調査を行い、道路の存在による地下水への環境影響を予測し、評価すること。

(2) 地下水が枯渇したり、汚染されたりすると、その回復は極めて困難であり、原状回復には多大の経費と長い期間を要すると考えられることから、工事の実施による地下水への影響を未然に防止する必要がある。そのため、道路造成区域のうち地下工事を実施する場所を図示すること。

なお、湧水地又は水道水源の近傍で地下工事を実施する場合は、 事後調査として工事実施前後の地下水のモニタリング調査の実施に ついて検討すること。

(3) 事業実施区域周辺は地下水流の影響等により地形が陥没する事例 が確認されていることから、事業実施区域内の陥没事例をヒアリン グ等により把握すること。

[動物・植物・生態系]

〈動物及び生態系〉

- (1)動物及び生態系の予測評価に当たっては、連続体である河川の 適切な評価のため、調査地域内の三面張りでない水路、ため池、用 水路等を含めた水域の縦断的な調査を実施すること。
- (2)詳細なルートや造成場所の決定に当たっては、可能な限りため池、 湿地、川、雑木林等の生物多様性の高い場所を避けること。

〈生態系〉

丘陵地・低地の水域を中心とする生態系の典型性としてオイカワが選定されているが、現地調査の結果や地域特性を踏まえ、生態系の注目種及び群集を改めて適切に選定し、予測・評価を行うこと。

[景観・人と自然との触れ合いの活動の場]

〈景観〉

- (1) 国道 57 号中九州横断道路(大津町〜熊本市)は、阿蘇方面への走行時に阿蘇を望み、また熊本方面への走行時に立田山や金峰山を見渡すことができると考えられる。そのため、車による走行時の人の視点に配慮し、未来を見据えた九州横断のよい景観が印象に残る道路として設計すること。
- (2) 景観の予測・評価に当たっては、インターチェンジ設置場所周辺 にも眺望点を設定すること。

[文化財]

〈文化財〉

事業実施区域内には周知の埋蔵文化財包蔵地が複数存在しており、未 周知の包蔵地が存在している可能性がある。

そのため、未周知の包蔵地の試掘・発掘調査の実施方法や埋蔵文化財 包蔵地の保全方法について明記すること。